

第5期綾瀨市地域福祉計画

令和6年3月
綾瀨市

目 次

I 地域福祉計画の策定にあたって	5
1 計画策定の趣旨	5
2 計画の位置付け	5
(1) 法定計画としての位置付け	5
(2) 本市の福祉関連計画やその他の計画との関係性	6
3 計画の対象期間	7
4 計画の策定体制	7
(1) 市民アンケート調査	7
(2) 綾瀬市地域福祉計画策定検討委員会（庁内策定委員会）	8
(3) 綾瀬市地域福祉計画策定委員会	8
(4) パブリックコメント（市民意見公募）	8
(5) 綾瀬市社会福祉審議会	8
II 地域の特性と課題	9
1 地域の状況	9
2 第4期綾瀬市地域福祉計画の取組状況と今後の課題	10
(1) 市民参加の促進と人材の育成	10
(2) 地域包括ケアシステムの深化・推進	12
(3) 保健福祉サービスの情報提供と相談支援体制の充実	14
(4) 福祉に関する防災対策の充実	15
(5) 権利擁護体制の整備	16
(6) 再犯防止の推進	17
(7) 制度の狭間に対する取組の推進	18
III 計画の構成	20
1 基本理念	20
2 基本目標	20
3 基本方針	21

IV 基本理念の実現に向けて	2 2
基本方針 1 市民参加の促進と人材の育成	2 2
基本方針 2 地域包括ケアシステムの深化・推進	2 4
基本方針 3 保健福祉サービスの情報提供と相談支援体制の充実	2 6
基本方針 4 福祉に関する防災対策の充実	2 7
基本方針 5 権利擁護体制の推進（成年後見制度利用促進計画）	2 8
基本方針 6 再犯防止の推進（地方再犯防止推進計画）	3 0
基本方針 7 制度の狭間に対する取組の推進	3 1
V 計画の推進に向けて	3 3
1 市の体制	3 3
2 社会福祉協議会との連携	3 3
3 市民・事業者・行政の役割	3 3
4 計画の進行管理・評価	3 3
資料編	3 4
1 委員名簿	3 4
（1）綾瀬市地域福祉計画策定委員会	3 4
（2）綾瀬市社会福祉審議会	3 4
2 計画の策定経過	3 5
3 綾瀬市社会福祉審議会 諮問・答申	3 6

Ⅰ 地域福祉計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

綾瀬市地域福祉計画（以下「計画」という。）は、平成16年に第1期計画を策定して以降、福祉制度改革や少子高齢化社会の進展、ライフスタイルの変遷等の社会情勢の変化と地域福祉課題の変化に合わせ、平成21年、平成26年、平成31年と5年毎に改定を行っています。

直近の第4期計画では、「我が事・丸ごと」の地域づくりが示されている中で、制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域社会においてお互いが助け合って生活することができる「地域共生社会」の実現を目指し、計画を推進してきました。

この度、第4期計画の計画期間が終了することから、第4期計画の成果や課題を整理するとともに、地域福祉を取り巻く社会環境の変化、新型コロナウイルス感染症の影響による新たな地域福祉課題の顕在やコロナ禍での新たな取組等を踏まえ、複雑化・多様化する地域福祉課題の解決に向けた取り組みを進めるため、第5期計画を策定します。

2 計画の位置付け

(1) 法定計画としての位置付け

本計画は、社会福祉法第107条に規定する「市町村地域福祉計画」に位置付けられる法定計画です。

また、本計画の基本方針5「権利擁護体制の推進」を、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に規定する「成年後見制度利用促進計画」として、基本方針6「再犯防止の推進」を、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に規定する「地方再犯防止推進計画」として、それぞれ位置付け、地域福祉計画において一体的に策定します。

社会福祉法（抜粋）

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

成年後見制度の利用の促進に関する法律（抜粋）

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

再犯の防止等の推進に関する法律（抜粋）

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

地域共生社会 制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

権利擁護 知的障害、精神障害、認知機能の低下などのために、自分で判断する能力が不十分であったり、意思や権利を主張することが難しい方の権利を守るため、代理人が権利の主張や自己決定のサポート、権利の擁護などの支援を行うこと。成年後見制度はその一つ。

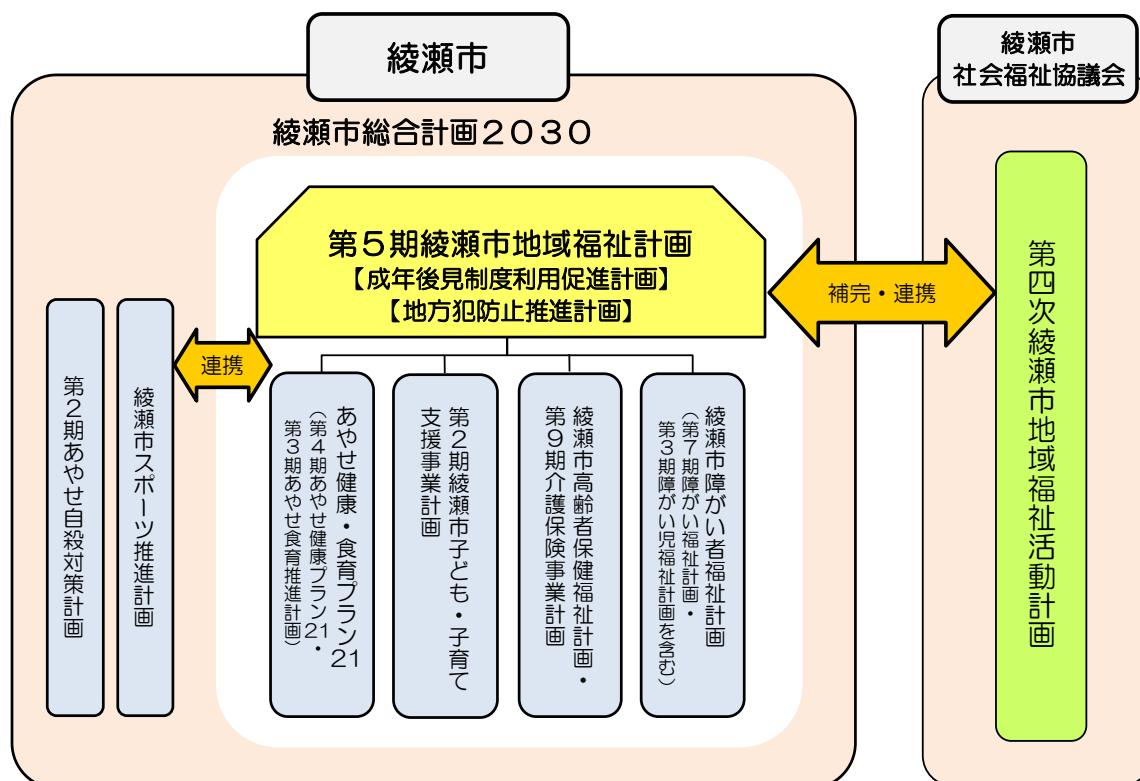
(2) 本市の福祉関連計画やその他の計画との関係性

平成30年4月に社会福祉法が改正され、地域福祉計画が、地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項を一体的に定める、いわゆる上位計画として位置付けられたことから、本計画を本市の各福祉関連計画の上位計画として位置付けています。

本計画の上位計画である「綾瀬市総合計画2030」のほか、「綾瀬市障がい者福祉計画」「綾瀬市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」など、本市の各福祉関連計画や県が策定する「神奈川県地域福祉支援計画〔第5期〕」、綾瀬市社会福祉協議会が策定する「第四次綾瀬市地域福祉活動計画」との整合性を図り策定します。

また、SDGsの17の目標は、地域共生社会の実現を目指す本計画の取組と関連する目標が含まれていることから、SDGsの理念である「誰一人取り残さない」持続可能な社会と地域共生社会の2つの社会の実現に向け、本計画では、SDGsの趣旨を踏まえて、各取組を推進していきます。

【地域福祉計画と関連計画との関係】



SDGs 「Sustainable Development Goals」(持続可能な開発目標)の略。平成27年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された平成28年から令和12年までの国際目標。「地球上の誰一人として取り残さない社会」の実現を目指し、17の目標と169の達成基準から構成されている。

3 計画の対象期間

本計画は、令和6年度から令和10年度までの5年間を計画期間とし、国や県等の動向、社会状況の変化等により、計画内容を見直す必要が生じた場合は、計画期間中であっても適宜見直しを行うこととします。

【地域福祉計画と関連計画の計画期間】

計 画 名	R6	R7	R8	R9	R10
綾瀬市総合計画2030 (令和3年度～令和12年度)	[Blue bar]				
第5期綾瀬市地域福祉計画 (令和6年度～令和10年度)	[Blue bar]				
綾瀬市障がい者福祉計画(第7期障がい福祉計画・ 第3期障がい児福祉計画を含む) (令和6年度～令和8年度)	[Blue bar]			改定予定	
綾瀬市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画 (令和6年度～令和8年度)	[Blue bar]			改定予定	
第2期綾瀬市子ども・子育て支援事業計画 (令和2年度～令和6年度)	[Blue bar]	改定予定			
あやせ健康・食育プラン21(第4期あやせ健康プラン 21・第3期あやせ食育推進計画) (令和元年度～令和5年度 ※1年延長)	[Blue bar]	改定予定			
第2期あやせ自殺対策計画 (令和6年度～令和10年度)	[Blue bar]				
綾瀬市スポーツ推進計画 (令和3年度～令和7年度)	[Blue bar]			改定予定	
第四次綾瀬市地域福祉活動計画(綾瀬市社会福祉協議会) (令和元年度～令和5年度 ※1年延長)	[Blue bar]	改定予定			

4 計画の策定体制

(1) 市民アンケート調査

本市に居住する就学前児童の保護者、市民、ボランティア団体・NPO、福祉施設を対象として、保健・福祉に対する意識及び保健・福祉サービスのニーズ等を把握し、第5期計画策定の基礎資料を得ることを目的に、保健・福祉のまちづくりをすすめるための市民アンケート調査を実施しました。

- ①調査方法 郵送による配布・回収
- ②調査期間 令和4年12月12日～令和4年12月26日

③調査種別・対象者・配布数・回答状況

調査種別	対象者	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童	市内在住の6歳以下就学前児童の保護者	1,000通	402通	40.2%
地域福祉	市内在住の20歳以上の市民	1,500通	462通	30.8%
保健医療	市内在住の15歳以上の市民	1,500通	518通	34.5%
ボランティア団体・NPO	市内で活動するボランティア団体・NPO（市社会福祉協議会へ登録している団体等）	50通	27通	54.0%
福祉施設	市内に立地する保育所を除く福祉施設	20通	10通	50.0%
合 計		4,070通	1,419通	34.9%

なお、障がい福祉課が実施した令和4年度綾瀬市障がい者福祉計画アンケート調査結果についても共有を図り、第5期計画策定の基礎資料としています。

調査種別	対象者	配布数	有効回答数	有効回答率
障がい児者	市が援護している障がい者と障がい児の保護者等	1,200通	498通	41.5%

(2) 綾瀬市地域福祉計画策定検討委員会（庁内策定委員会）

本市の各福祉関連計画の上位計画として、関連する計画との整合性を図るとともに、福祉、保健、医療及び生活関連分野との連携を確保し策定する必要があるため、関係部局による庁内組織として綾瀬市地域福祉計画策定検討委員会を設置し、課題の整理・調整や記載内容について審議しました。

(3) 綾瀬市地域福祉計画策定委員会

地域福祉推進の主体である地域住民等が積極的に計画策定に関わることができる機会を確保し、本計画に市民等の地域福祉の在り方に関する意見を十分に反映できるよう、公募市民や福祉関係団体等の代表者で構成する綾瀬市地域福祉計画策定委員会を計画策定委員会として位置付け、計画（案）について審議しました。

(4) パブリックコメント（市民意見公募）

綾瀬市地域福祉計画策定委員会で審議した計画（案）を市役所等の窓口やホームページで公開し、広く市民の方々から意見を募りました。

実施期間 令和6年1月5日～令和6年2月5日

意見件数 1件

(5) 綾瀬市社会福祉審議会

パブリックコメント実施後の計画（案）について、綾瀬市社会福祉審議会に諮問を行い、答申をいただきました（答申書は資料編に記載）。

II 地域の特性と課題

1 地域の状況

本計画では、地区社会福祉協議会が活動している14の自治会区と地区民生委員児童委員協議会が活動している自治会区をベースとした6つの地区（中央・綾北・寺尾・早園・西部・綾南）を圏域として、地域福祉を推進します。

※厚木基地を除く



【地区毎の年齢3区分人口】

令和5年10月1日現在

地区	年少 (10～14歳)	生産年齢 (15～64歳)	老年 (65歳以上)	合計	高齢化率
中央	2,876人	12,858人	5,042人	20,776人	24.3%
綾北	1,392人	7,289人	3,245人	11,926人	27.2%
寺尾	2,372人	11,493人	5,515人	19,380人	28.5%
早園	1,587人	7,669人	3,084人	12,340人	25.0%
西部	760人	3,658人	2,296人	6,714人	34.2%
綾南	1,378人	7,206人	3,705人	12,289人	30.1%
合計	10,365人	50,173人	22,887人	83,425人	27.4%

2 第4期綾瀬市地域福祉計画の取組状況と今後の課題

令和元年度から令和5年度を計画期間とした第4期計画では、地域福祉計画の基本目標の実現に向け、地域福祉の視点から6つの計画目標を設定し、取組を推進してきました。

ここでは、第4期計画期間中の各施策の取組状況と、それらを踏まえた今後の課題を第4期計画の計画目標ごとにまとめるとともに、第5期計画で新たに基本方針として位置付ける「再犯防止の推進」に係る現状と今後の課題についても整理しています。

なお、各施策について、第4期計画期間中の取組の進捗状況等を踏まえ、第4期計画と本計画における位置付けを変更している場合があります。

(1) 市民参加の促進と人材の育成

現状（これまでの取組状況）

- ▶ あやせ地域づくりカレッジを開講し、令和元年度に全6回の講義を開催、令和2年度に取組状況や受講者へのアンケート結果をまとめた報告書を作成、配付し、地域福祉を実践する人材の育成に取り組みました。
- ▶ 地域福祉課題解決セミナーとして外出支援担い手養成講座を開催し、移動支援の担い手の養成、移動支援団体の育成を進め、移動支援団体については、令和5年10月現在3団体が地域での支援活動を行っています。
- ▶ 子どもたちの居場所を確保する取組として、あやせっ子ふれあいプラザを市内に10か所設置しています。自治会、民生委員・児童委員を始めとした地域の方々やPTA、学校関係者等で組織する運営委員会により、事業の運営や子どもたちの見守りなど、地域一丸となって子どもたちの安全・安心に向け、取り組んでいます。
また、プラザだよりを発行し、プラザでの活動内容の周知を進めるほか、プラザを運営する新たなパートナーの募集についても、自治会の回覧や広報あやせ等で周知し、新たな担い手の確保にも取り組んでいます。
- ▶ 地域における食生活改善や食育に関する普及活動を実施する食生活改善推進協議会では、新型コロナウイルス感染症の影響により、調理実習や食事の提供等の活動ができず、資料配布による啓発活動が中心となっていましたが、令和5年度から徐々に活動を再開し、地産地消の推進、ライフステージ別の食育の普及・啓発を中心とした様々なテーマで、地域での活動を行っています。

地産地消 地域生産地域消費の略で、地元で採れた生産物を地元で消費すること。食料に対する安全志向の高まりを背景に、消費者と生産者の相互理解を深める取組として期待されている。



「綾瀬市マスコットキャラクター あやぴい」

課題

- ▶ アンケート調査では、地域での人とのつきあいや関わりについて、「隣人との助け合いや付き合いを大切にしたい」と回答した方の割合が46.5%と最も高くなっており、地域福祉力を向上し、誰もが安心して暮らすことができる地域づくりを進めるためには、市民同士の交流を深め、地域住民による支え合い活動を促進し、支え合いの意識を醸成していく必要があります。
- ▶ アンケート調査では、地域における助け合いを活発にするために必要なことについて、「地域における福祉活動の意義と重要性をもっとPRする」「困っている人、助け合いの場や組織についての情報を得やすくする」「リーダーや福祉活動に携わる人を育成する」と回答した方の割合が高くなっています。地域における助け合いや地域福祉を実践する人材・福祉団体の育成には、福祉への関心や理解を高めるための学習の場や体験学習の機会づくりの充実を図り、地域福祉活動の周知・啓発や新たな担い手の確保を進めるほか、活動の安定してきた福祉団体の自立やより活発な活動に向けた支援を進める必要があります。
- ▶ あやせっ子ふれあいプラザの運営については、パートナー不足や高齢化、様々な活動と兼任しているパートナーの負担増大等が課題であるほか、パートナーについては資格等が不要なことから、対応の難しい子どもたちへの接し方等、活動に必要な知識習得のための研修の実施といった、パートナーへの支援も進める必要があります。
- ▶ 地域で活動する団体については、会員の高齢化や働くシニア世代の増加等により、会員の減少が進んでいる団体もあることから、活動内容の見直しを進める等、会員がいきいきと気軽に活動できる仕組みづくりを検討する必要があります。

地域福祉力 地域組織の活動の積み重ねである「地域資源の蓄積力」、市民自身が地域の問題を自らのことと捉え、組織的な対応により解決する力である「地域の自治力」、常に地域の環境に関心を持ち、向上しようとする意欲である「地域への関心力」の3つを合わせた「地域力」が、福祉の分野で発揮され、地域福祉を支える力となった状態。

(2) 地域包括ケアシステムの深化・推進

現状（これまでの取組状況）

- ▶ 平成27年度に市役所内に開設したアクティブ・シニア応援窓口は、令和4年度に、新たに綾瀬タウンヒルズショッピングセンター内にも開設し、高齢者の社会参加を促進するため、コーディネーターが個々のニーズに応じた仕事や活動の紹介を行っています。
- ▶ 生活支援体制整備事業では、地域での支え合いの輪を広げるための第2層協議体の設置を進め、目標としていた市内14協議体の設置が令和4年度に完了し、地域の住民同士で地域の課題を話し合う「ささえあい井戸端会議」において各地域における支え合いの方法を検討しています。
- ▶ 生活習慣病の予防のため、特定健康診査、がん検診、メタボリックシンドローム該当者への特定保健指導、糖尿病等予防教室を実施しているほか、新型コロナウイルス感染症に伴う健康二次被害の予防に取り組んでいます。



地域包括ケアシステム 重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で人生の最後まで自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域の包括的な支援・サービス提供体制。

生活支援体制整備事業 地域住民に身近な市町村を中心に民間企業や地縁組織等の生活支援サービスを担う事業主体と連携し、生活支援サービスの提供体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図る事業であり、第1層（市域全体）、第2層（自治会区域）のエリアで展開する。

課題

- ▶ アンケート調査では、現在の福祉サービスのあり方について、「ある程度満足できる福祉サービスを受けていると思う」と回答をした方の割合が50.4%と最も高くなっている一方、「十分な福祉サービスを受けているとは思えない」と回答をした方の割合が17.7%となっており、不足しているサービスについては、「高齢者に対する福祉サービス」の割合が41.5%と最も高くなっていることから、更なるニーズの把握に努め、サービスの充実に取り組む必要があります。
- ▶ 生活支援体制整備事業では、第2層協議体の設置が完了したものの、新型コロナウイルス感染症の影響により制限された活動の活発化に向け、第2層生活支援コーディネーターの人材確保が課題であることから、生活支援コーディネーターの育成・指導により、安定的な運営を支援する必要があります。
- ▶ 国保データベースシステムによると、本市では、国や県と比較し、後期高齢者の健診受診率が高いものの、健診結果において医療機関受診勧奨者率が高い傾向にあります。健康寿命の延伸を図るには、日頃から自分の健康状態を正確に把握し、早期発見・早期対応することにより、重症化を予防することが重要となることから、健診、介護予防・フレイル対策、生活習慣病等の疾病予防・重症化予防の一体的な実施を進める必要があります。

生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員） 高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者。

国保データベースシステム 国民健康保険団体連合会が保険者の委託を受けて行う各種業務を通じて管理する特定健診・特定保健指導や医療、介護保険等の情報を活用し、統計情報や「個人の健康に関する情報」を提供し、保険者の効率的かつ効果的な保健事業の実施をサポートすることを目的として構築されたシステム。

フレイル 健康な状態と要介護状態の中間の段階を指す。フレイルは、運動器の障害で移動機能が低下したり筋肉が衰えたりする「身体的フレイル」、パートナーの喪失等を起因としたうつ状態や軽度の認知症の状態などの「精神・心理的フレイル」、独居や社会とのつながりが希薄化することで生じる「社会的フレイル」の大きく3つの種類に分類される。

(3) 保健福祉サービスの情報提供と相談支援体制の充実

現状（これまでの取組状況）

- ▶ 妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対応するため、相談支援と経済的支援を組み合わせた出産子育て応援事業等、切れ目のない総合的な支援を実施しています。また、支援が必要な全ての妊産婦や18歳以下の子どもとその家庭に対し、要保護児童対策地域協議会を始め、保健、医療、福祉、教育等の関係機関が連携し、児童虐待の予防から自立支援まで一連の対策強化を図っています。
- ▶ 保健福祉プラザ内に障がい児者の相談拠点となる障がい児者相談支援センターを設置し、専門の相談員が生活全般の困りごとや福祉サービスの利用等の相談に対応しているほか、地域の相談支援事業所への指導・助言や人材育成の支援、地域の相談機関との連携強化に取り組んでいます。
- ▶ 増加する外国人市民に対応するため、令和4年度に外国人市民相談窓口を設置し、映像通訳システムや外国語通訳コールセンターを導入するとともに、東京出入国在留管理局横浜支局の協力により、市役所で月1回、在留手続・在留資格相談を実施しています。
また、多言語情報紙あやせトゥデイを年3回発行し、市内小・中学校の外国籍児童・生徒への配付や市内公共施設への配架を行い、外国人市民に行政情報や生活情報を提供しています。

課題

- ▶ 核家族化の進行や地域のつながりが希薄化する中で、市民が抱える悩みは多岐にわたり、身近な場所でワンストップで気軽に相談できる場の確保が求められています。アンケート調査においても、相談しやすい窓口について、「気軽に話を聞いてもらえるところ」と回答した方の割合が41.1%と最も高く、次いで「相談からサービス提供まで一貫した支援体制があるところ」と回答した方の割合が40.7%となっており、身近な相談支援窓口の案内や相談窓口から専門的な機関へつなぐなど、多機関・多職種連携による包括的な支援体制の整備を図っていく必要があります。
- ▶ アンケート調査では、障がい児者相談支援センターについて、「知らない」と回答をした方の割合が53.8%となっており、障がい児者向けの相談支援の中心となる同センターの認知度向上に向けた取り組みが必要となります。
- ▶ 乳幼児の子育てや経済的困窮等で社会から孤立しがちな外国人市民に対し、市の取組を広く周知し、支援へつなげる必要があります。

(4) 福祉に関する防災対策の充実

現状（これまでの取組状況）

- ▶ 防災部局との連携を図り、災害に備えた庁内体制を構築するとともに、広報あやせ等を利用し、市民の防災意識の啓発に取り組んでいます。
- ▶ 自治会、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会等の地域の支援者と連携し、ひとり暮らし高齢者の実態把握、避難行動要支援者登録制度への登録勧奨や登録者の安否確認を実施するとともに、民間福祉施設との協定等により福祉避難所を確保し、災害時における支援体制や地域の防災力の向上に取り組んでいます。
- ▶ 令和5年10月1日現在の避難行動要支援者登録制度の登録者は1,571人となっています。

課題

- ▶ アンケート調査では、避難行動要支援者登録制度について「制度を知らない」と回答をした方の割合が79.2%となっています。大規模災害時の支援においては、地域の助け合い、支え合いによる見守り等、地域における平時からの支援体制構築が重要となることから、避難行動要支援者登録制度の認知度の向上に向けた更なる取り組みが必要となります。
- ▶ 近年の災害における被害状況を踏まえ、災害時の避難支援等の実効性を確保するため、地域住民を始めとする関係者や関係団体による避難支援体制を構築するとともに、避難行動要支援者の個別避難計画の作成を推進する必要があります。

避難行動要支援者登録制度 災害が発生した際に、自力での避難が困難な市民を支援するため、本人の意思で事前に登録した方を、地域の支援者の協力を得て支援する制度。

福祉避難所 二次避難所での生活が困難で、常に介助等を必要とされる障がい者等の要援護者のために用意された避難所。綾瀬市では令和5年10月現在、民間福祉施設との協定締結等により市内16の福祉避難所を確保している。

個別避難計画 自ら避難することが困難な避難行動要支援者ごとに作成する、避難支援等を実施する者や避難先を記録した避難支援のための計画。

(5) 権利擁護体制の整備

現状（これまでの取組状況）

- ▶ 成年後見制度の正しい理解と利用が広がるよう、広報あやせ等を活用した周知や市内の高齢者・障がい者関連施設及び医療機関職員向けの研修会を実施し、普及・啓発を行うとともに、成年後見制度の請求を行う親族がいない場合の審判請求や申立て費用、後見人報酬の助成を行っています。
- ▶ 成年後見制度は相談・請求件数が年々増加傾向にあり、相談者は、親族だけでなく担当ケアマネジャーや入居している施設関係者等、多岐にわたっています。
- ▶ 市社会福祉協議会への委託により市民後見人養成講座を開催し、成年後見制度の担い手となる市民後見人を養成しています。
- ▶ 権利擁護支援を必要とする方が安心して成年後見制度を利用できるよう、地域連携ネットワークの中核となる機関を令和5年度末までに整備するため、関係機関との協議を行っています。

課題

- ▶ アンケート調査では、成年後見制度の認知度について、「名前は聞いたことはあるが内容は分からない」「名前も内容も知らない」と回答をした方の割合が67.1%、成年後見制度の利用促進に向けての課題について、「制度に関する十分な知識がない」と回答をした方の割合が50.0%と、成年後見制度の認知度、知識度ともに低くなっています。
- ▶ 市民後見人養成講座の受講者が少なく、成年後見制度の一端を担う市民後見人の養成が進まない状況があります。一層の周知・啓発を行うとともに、必要な方が適切な支援を受けることができるよう担い手の確保を推進する必要があります。
- ▶ 地域連携ネットワークの中心となり全体のコーディネート機能を担う中核機関により、後見人等だけでなく、支援が必要な方を地域で支える体制の構築を推進していく必要があります。

成年後見制度 認知症・知的障がい・精神障がい等の理由で、財産の管理や契約等の法律行為を一人で行うことが難しい方々を法的に保護し、成年後見人等が、本人と共に本人の権利について考え、支援を行う制度。

市民後見人 弁護士や司法書士などの資格を持たない、親族以外の市民による成年後見人等のこと。市区町村等が実施する養成研修を修了し、成年後見人等として必要な知識を身に付けた市民から、家庭裁判所が選任する。

地域連携ネットワーク 各地域において、権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政等に司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみ。

(6) 再犯防止の推進

現状（これまでの取組状況）

- ▶ アンケート調査では、再犯防止推進法の認知度について、「名前も内容も知らない」と回答をした方の割合が53.9%、「名前は聞いたことはあるが、内容は分からない」と回答をした方の割合が36.8%となっています。また、刑務所や少年院を出た人の円滑な社会復帰への支援について、「自分は協力できるかわからないが、取組自体は必要だと思う」と回答をした方の割合が53.5%となっています。
- ▶ 法務省矯正局提供データによると、令和元年から令和3年の大和警察署管内の刑法犯総数に占める再犯者数の割合は、いずれの年も50%を超えています。

【大和警察署管内の再犯者率】

年	刑法犯総数	初犯者	再犯者	再犯者率
令和元年	306人	134人	172人	56.2%
令和2年	255人	107人	148人	58.0%
令和3年	322人	143人	179人	55.6%

（法務省矯正局提供データを基に当市で作成）

- ▶ 青少年相談室において、専門の相談員が非行やいじめ、ひきこもり等、青少年やその親の総合的な相談に応じているほか、保護司を始め、市更生保護女性会、市社会を明るくする運動実施委員会等により、犯罪防止活動や犯罪・非行をした人の社会復帰に向けた支援、更生保護に係る啓発活動を実施しています。

課題

- ▶ 広く市民が、犯罪をした人等の再犯の防止等についての関心と理解を深め、立ち直りを決意した人を再び受け入れることができる地域づくりを推進する必要があります。
- ▶ 青少年の悩みや心配ごと等について、身近な窓口で相談に応じるとともに、必要に応じて専門機関につなぎ、地域全体で青少年を見守り、健やかな成長を支える必要があります。
- ▶ 刑務所や少年院を出所した人は、様々な困難を抱え、生きづらさや孤立を感じ、犯罪や非行を繰り返してしまうことも多いと言われています。また、不安定な就労や貧困が犯罪の要因となっていることを踏まえ、生活基盤の確立に向けた環境整備や円滑な社会的自立への支援が必要となります。

再犯防止推進法（再犯の防止等の推進に関する法律） 平成28年に公布・施行。安全で安心して暮らせる社会を実現するため、国及び地方公共団体の責務を明示するとともに、対策の基本的事項を掲げ、再犯防止対策を総合的かつ計画的に推進することが定められている。

(7) 制度の狭間に対する取組の推進

現状（これまでの取組状況）

- ▶ 就労やひきこもり等、様々な事情で困りごとや悩みを抱えている方に対応するため、専門の相談員が一人ひとりの相談内容に合わせた支援プランを作成し、自立に向けて必要な支援を行っています。
- ▶ 青少年やその親の総合的な相談に対応するため、青少年相談室を設置し、専門の相談員が非行やいじめ、ひきこもり等に対する相談・支援を行っています。
- ▶ 生活困窮世帯の中学生を対象とした学習支援では、毎年度50人程度の生徒が参加し、令和4年度には高校進学率100%を達成しました。また、令和3年度からは対象を高校生にも拡大し、支援を行っています。
- ▶ 令和2年度より、市内の食料支援団体や市社会福祉協議会と協力し、様々な理由で食料を必要としている方へ無償で食料を提供する「フードリンクあやせ」を開催し、生活が不安定になっている世帯への支援を行っています。
- ▶ 地域において相互に子育て支援を行うファミリーサポートセンター事業では、年2回の援助会員向けの講習会の実施のほか、アクティブシニアへの働きかけ、子育てイベントへの参加、新小学1年生説明会での資料配布等を行い、会員数が年々増加しています。

課題

- ▶ 令和4年度に国が実施した『孤独・孤立の実態把握に関する全国調査』によると、孤独・孤立は高齢者以外の世代にも起きています。また、当事者が地域や相談機関とのつながりを拒絶する傾向が強く、そのような当事者に対して積極的に働きかけ、支援の実現を目指す取り組みが必要となります。
- ▶ 少子化やスマートフォンの普及、地域活動の減少等といった社会環境の変化により、児童虐待やひきこもり、不登校等を始め、ヤングケアラーやケアリーバーといった青少年を取り巻く課題が多様化しており、閉塞感や孤独感、悩み等を抱える青少年への支援を進める必要があります。
- ▶ 新型コロナウイルス感染症の流行、エネルギー価格の上昇等による物価高騰等の深刻な影響により増加する生活困窮世帯の生活を支える包括的な支援が求められています。
- ▶ 社会環境の変化や新型コロナウイルス感染症の影響により、相談内容は複雑化・多様化し、相談事業へのニーズが高まっている中、より多機関での連携が求められており、重層的な取り組みにより、制度の狭間にある方の課題の解消に努める必要があります。

ヤングケアラー 本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがある。

ケアリーバー 児童養護施設や里親などの社会的養護のケアから離れた子ども・若者のこと。児童養護施設や里親の家庭で暮らす子どもは、原則18歳で「自立」を求められるが、保護（ケア）から離れた人（リーバー）を意味する「ケアリーバー」と呼ばれる。

III 計画の構成

1 基本理念

第4期計画において、基本目標として設定していた「地域」に関する目標については、本計画が本市の各福祉関連計画の上位計画に位置付けられる計画であること、また、各分野（子ども・子育て世帯、障がい者、高齢者、市民の健康に関する目標）が共通して取り組むべき事項であるため、第5期計画より地域福祉計画の基本理念として整理します。

地域でつながり、支え合う、心のかようまちづくり

地域福祉は、市民の参加が不可欠であり、誰もが安心かつ充実した生活を送るためには、市民の力が必要です。市民が中心となり、支援を必要とする人の生活を見守り、支援する仕組みづくりを充実し、地域でつながり、共に支え合う社会をつくっていくため、地域支援体制の確立を目指します。

2 基本目標

第4期計画において各福祉関連計画の指針となる基本目標として設定していた子ども・子育て世帯、障がい者、高齢者、市民の健康に関する4つの目標について、長期的な視点を持って地域福祉の推進を図るため、第5期計画においても引き続き、基本目標として設定します。

【 基本目標1 子ども・子育て世帯に関する目標 】

子どもが健やかに生まれ育ち、安心して子育てのできるまちづくり

子育ては次代の社会を築いていくための大切な営みであるとの認識に立ち、家庭だけでなく、学校・地域社会・事業者・行政が連携して社会全体で子どもを安心して生み育てられることのできる社会の実現を目指します。

【 基本目標2 障がい者に関する目標 】

障がい者が自立し、安心して快適に生活できるまちづくり

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会の実現を目指します。

【 基本目標3 高齢者に関する目標 】

安心と笑顔で過ごす自分らしい毎日を送れるまちづくり

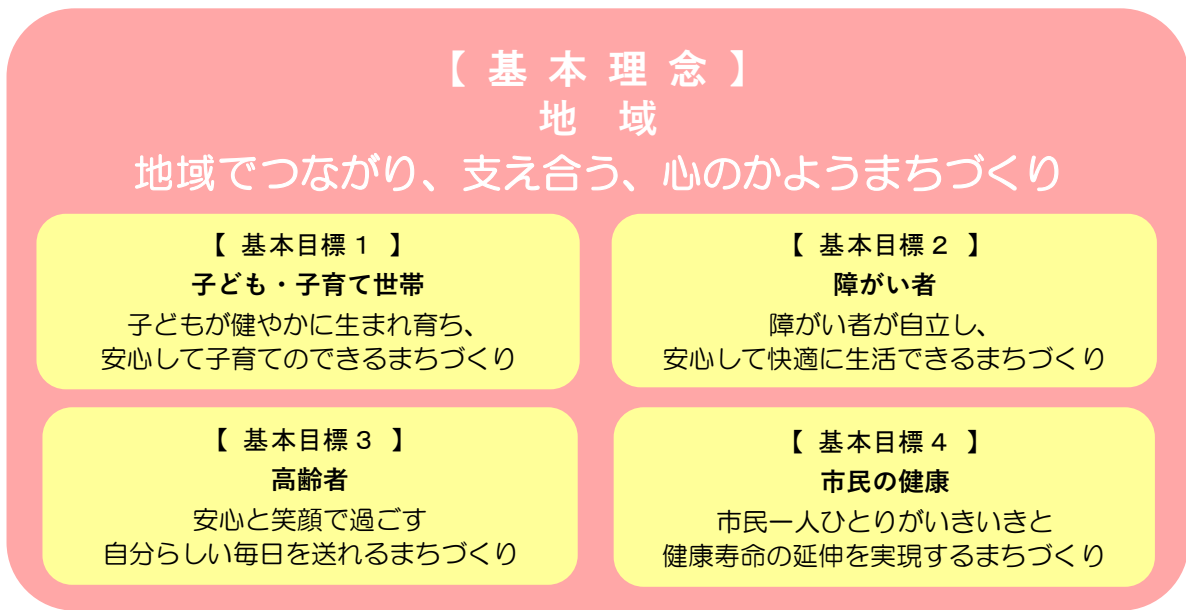
今後の超高齢社会の進行を見据えながら、高齢者が生きがいを持ち、住みなれた地域で安心して暮らすことのできる社会の実現を目指します。

【 基本目標4 市民の健康に関する目標 】

市民一人ひとりがいきいきと健康寿命の延伸を実現するまちづくり

市民一人ひとりが日頃から健康づくりに取り組むとともに、誰もが健康な暮らしをいつまでも続けられるよう、充実した保健・医療体制の確立を目指します。

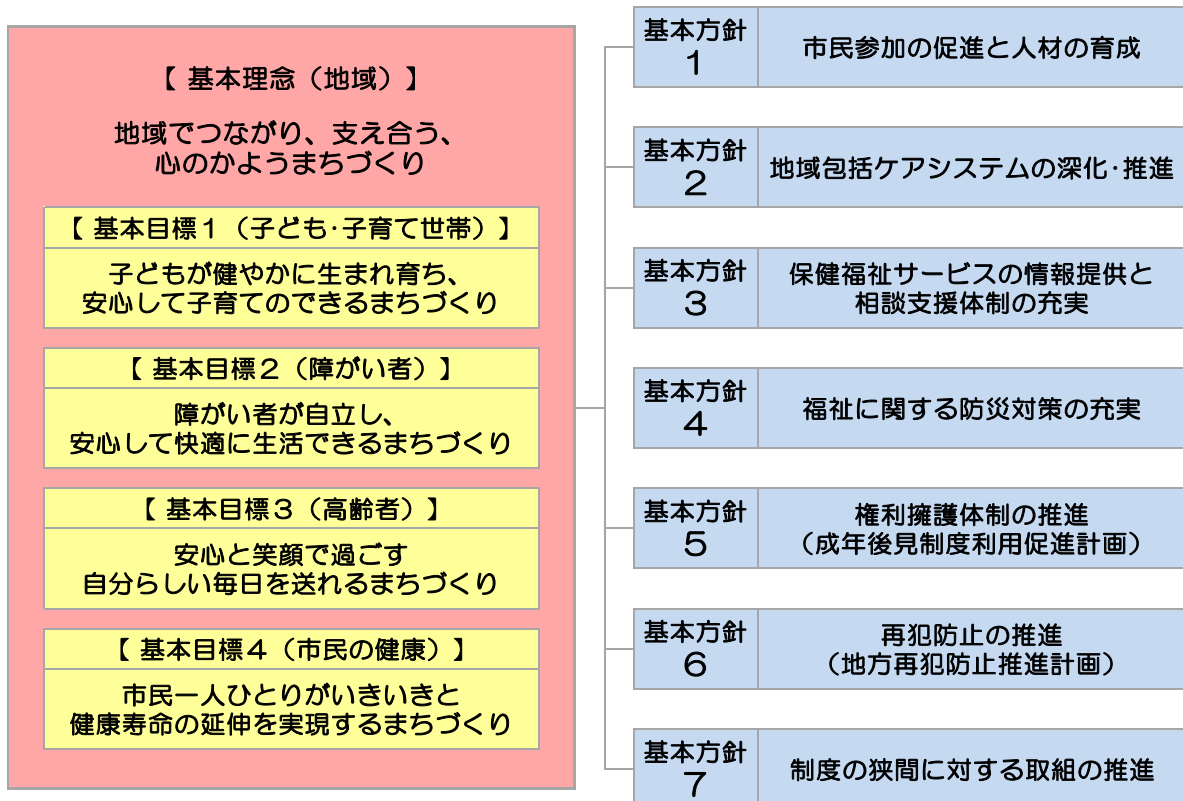
【基本理念と基本目標の関係図】



3 基本方針

本計画の基本理念の実現に向けて、地域福祉の視点からの各基本目標（各分野）における施策推進の共通の方針として、基本方針を設定します。

【体系図】



IV 基本理念の実現に向けて

基本方針 1 市民参加の促進と人材の育成

目指す地域の姿

- 市民が地域福祉活動を知り、理解を深めるだけでなく、自分のできる範囲でその活動に参加し、地域福祉の担い手として活躍できる社会
- 一部の人が全ての活動を担うのではなく、全ての市民が「我が事」として地域の問題に、主体的・積極的に取り組むことができる「地域福祉力」が向上している社会
- 市民・団体・企業・NPO・行政など多様な主体が協働することにより、活動領域が広がり、従来手の届かなかった地域福祉の課題が解決する社会
- 地域の資源を有効活用することにより、地域福祉活動の拠点となる場所が確保され、地域福祉活動を継続しやすい社会

施策の方向性

- 講座や研修会の開催のほか、総合的な保健福祉サービスを提供する拠点として保健福祉プラザを活用し、地域福祉を担う人材の育成に取り組みます。
- 自治会や民生委員児童委員協議会、地区社会福祉協議会、NPO等、地域福祉を支える方々の自主的な活動が活発化され、「地域福祉力」が向上するよう、支援を推進します。
- 地域にある施設を有効活用するなど、地域福祉活動の拠点となる場所の確保に努めます。

主な取組

事業名	事業内容	担当課
民生委員・児童委員の活動への支援	行政の手が行き届かない部分について、多種多様な福祉活動を行っている民生委員・児童委員の活動を支援します。	福祉総務課
福祉団体育成事業の実施（移動支援団体の育成）	公共交通機関等での移動が困難な高齢者や障がい者等に対する移動支援を行う福祉団体の育成を推進します。	福祉総務課
福祉支援団体交流室の運営	福祉団体の新規立ち上げや継続的活動を支援するため、福祉支援団体交流室の利用促進やコーディネーターによる相談対応等の環境整備を行うことで、福祉団体の継続的な活動を支援します。	福祉総務課
あやせっ子ふれあいプラザ事業の実施	子どもたちの居場所を確保する取組として、市内の全小学校で保護者や地域の方がパートナーとして子どもたちを見守り、子どもの自主的な遊び場を運営するとともに、運営上の困りごと等の解決に向け、市が研修会や意見交換会を開催し、支援します。	保育課
食生活改善推進協議会の活動への支援	地域において、食生活改善や食育に関する普及活動を行う食生活改善推進協議会の活動を支援します。	健康づくり推進課



基本方針2 地域包括ケアシステムの深化・推進

目指す地域の姿

- 高齢者がこれまで培ってきた知識、経験を地域社会で生かし、地域福祉の担い手として活躍することで、心身ともに健康で充実した生活を送ることができる社会
- 住まい・医療・介護・予防・生活支援が、一体的に提供される体制を整備することで、地域や個人が抱える生活課題を解決し、住み慣れた地域で人生の最後まで自分らしい暮らしを続けることができる社会

施策の方向性

- 「元気高齢者社会参加システム」「ハイリスク高齢者介護予防システム」「要介護者総合支援システム」を本市独自の地域包括ケアシステムのサブシステムとして位置付け、地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。
- 現役世代へのセカンドキャリア形成を含めたライフプランニング支援を行うなど、高齢者の社会参加を促進します。
- 生活支援コーディネーターの育成・指導を進め、高齢者を支える市民主体の地域づくりを推進します。
- 地域の健康課題の分析、支援の必要な対象者の把握を進め、個別的指導（ハイリスクアプローチ）と通いの場等への積極的な関与（ポピュレーションアプローチ）により、フレイルと介護予防を推進します。



ハイリスクアプローチ・ポピュレーションアプローチ 健康リスクを抱えた個人に対して、そのリスクを下げるように働きかけるアプローチをハイリスクアプローチという。一方、リスクの有無にかかわらず、集団に対して環境整備や講習などで働きかける方法をポピュレーションアプローチという。

主な取組

事業名	事業内容	担当課
アクティブ・シニア 応援窓口の設置・ 運営	就業機会の拡大やボランティア活動への参加等、元 気高齢者の社会参加を促進する仕組みづくりを推進 します。	高齢介護課
地域支援事業の実施	高齢者が要介護・要支援状態となることを予防し、 社会に参加しながら、地域において自立した日常生 活を営むことができるよう支援するため、地域にお ける包括的な相談支援体制、多様な主体による日常 生活の支援体制や在宅医療と介護の連携体制、認知 症高齢者への支援体制の一体的構築を推進します。	地域包括ケア推進課
基幹型地域包括支援 センターの設置・ 運営	保健福祉プラザ内に基幹型地域包括支援センターを設 置し、市内4か所の地域包括支援センターを統括し、 地域の高齢者の生活の総合的な支援を推進します。	地域包括ケア推進課
地域包括ケアシステ ムの推進	可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人 生の最期まで続けることができるよう、地域の包括 的な支援・サービス提供体制の構築を推進します。	高齢介護課 地域包括ケア推進課
保健事業と介護予防 の一体的な実施	健康診査・がん検診の実施と併せて、生活習慣病重 症化予防や低栄養予防の取組を実施し、フレイル・ 介護予防を推進します。	保険年金課 地域包括ケア推進課 健康づくり推進課

地域包括支援センター（基幹型地域包括支援センター） 地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関であり、保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士の配置が義務付けられている。基幹型地域包括支援センターは、各地域包括支援センターとの総合調整機関として、各地域包括支援センターと連携を図りながら、高齢者の総合的な支援に当たる。

基本方針3 保健福祉サービスの情報提供と相談支援体制の充実

目指す地域の姿

- ▶ 十分に情報が提供されることにより、支援を必要とする市民が、必要なサービスを適切に選択し、利用することができる社会
- ▶ 障がいや介護、子育て等、市民の複雑化・多様化する支援ニーズに対し、関係機関との十分な連携が図られ、身近な場での一体的な相談支援体制が確立されている社会

施策の方向性

- ▶ 広報あやせ、市ホームページ、SNS等多様な媒体の活用により、分かりやすい情報発信の充実を図り、相談窓口の利用を促進します。
- ▶ 保健・医療・介護・福祉の相談拠点である保健福祉プラザにおける相談支援体制の更なる充実を図ります。
- ▶ 相談内容から、ニーズに応じた適切な支援へつなぐことができるよう、関係機関の適正な情報共有・連携により、複雑化・多様化する支援ニーズへの相談支援体制の充実を図ります。

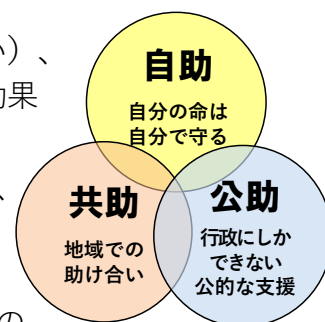
主な取組

事業名	事業内容	担当課
外国人市民への相談支援体制の充実	外国人市民の一元的相談窓口を設置するとともに、行政通訳員、音声機械翻訳システム、映像通訳システム及び外国語通訳コールセンターの整備により相談支援を行います。また、あやせウェルカムパック（外国人市民用生活ガイド）、多言語の行政・生活情報紙の発行・配布のほか、市の各種制度の案内冊子等を多言語翻訳して提供します。	市民活動推進課
青少年相談の実施	中学校卒業から39歳の青少年・若者やその家族への相談を実施します。また、児童養護施設等の関係機関と連携し、適切な相談支援体制の確立及び非行防止活動等を推進します。	こども未来課
こども家庭センターの設置・運営	保健福祉プラザ内にこども家庭センターを設置し、妊産婦・子育て世帯の様々なニーズに対する切れ目のない総合的な相談支援を推進します。	健康づくり推進課
相談支援体制の適切な利用の推進	広報あやせ等を利用した相談窓口の周知や関係機関との連携を図り、相談支援体制の適切な利用を推進します。	各課
保健福祉プラザの活用	高齢者、障がい者、子育て世代等からの様々なニーズに対する相談支援の総合的な拠点として保健福祉サービスを提供します。	各課

基本方針4 福祉に関する防災対策の充実

目指す地域の姿

- 自助（自分の命は自分で守る）、共助（地域での助け合い）、公助（行政にしかできない公的な支援）の3つの要素が効果的に組み合わせられた災害対応力が高い社会
- 自助を基本として、市民自らが災害への備えを行うとともに、災害時に助け合いができる関係を日頃から築いている社会
- 自治会や民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会等の地域の支援者と連携し、自力で避難することが困難な市民の個々の状況に合わせた支援体制が構築され、共助による適切な支援を行うことができる社会
- 避難行動要支援者登録制度の適切な運用や支援体制の充実、福祉避難所及び運営体制の確保、防災知識の普及や資機材の整備等を通じた地域の防災力の向上等、公助が推進され、災害への備えが充実している社会



施策の方向性

- 防災意識を高め、自助が基本であるという考えが定着するよう、啓発に努めるとともに、福祉避難所の確保等の公助の充実に努め、災害に備えた地域づくりを推進します。
- 避難行動要支援者登録制度への登録を促進するとともに、地域での日頃からの見守りにより、地域ぐるみの支援体制や助け合いができる関係を構築し、共助の定着を図ります。
- 災害時における避難行動要支援者への対応を迅速に行うため、地域の支援者との連携を図り、個別避難計画の策定に取り組みます。

主な取組

事業名	事業内容	担当課
避難行動要支援者の避難支援体制の充実	自治会や民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会等の地域の支援者と連携し、ひとり暮らし高齢者の見守り活動等の中で災害等の際に自ら避難することが困難な方に対し、避難行動要支援者登録制度への登録を勧奨するとともに、災害に備え、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の整備、定期的な更新、地域の支援者への提供を行います。	危機管理課 福祉総務課 障がい福祉課 高齢介護課 地域包括ケア推進課
福祉避難所の確保	通常の避難所で生活を送ることが困難な方のための避難所として、民間福祉施設との協定等により福祉避難所を確保するとともに、綾瀬市福祉避難所設置・運営マニュアルに沿った運営体制の確保に努めます。	危機管理課 福祉総務課 障がい福祉課 高齢介護課 保育課

基本方針5 権利擁護体制の推進（成年後見制度利用促進計画）

目指す地域の姿

- 誰もが権利を守られ、自己決定権が尊重されるとともに、判断能力が十分でない場合であっても適切な権利擁護支援により、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる社会
- 地域や関係機関の連携により、支援を必要とする市民を適切な権利擁護支援につなげることができる社会

施策の方向性

- 地域における成年後見制度の理解を深めるとともに、相談支援体制を整備し、制度の利用が必要な方が適切な支援を受けることができるよう、成年後見制度の周知・啓発を推進します。
- 中核機関を中心に、地域や権利擁護支援に携わる関係者とのネットワークを構築し、成年後見制度の利用が必要な方や後見人等の支援を推進します。
- 後見人等の担い手の確保に向け、市民後見人の養成や法人後見事業への支援を推進します。
- 相談や支援を通し、子どもや高齢者、障がい者に対する虐待の早期発見・把握に努め、必要に応じて関係機関との連携を図り、適正に対処します。



主な取組

事業名	事業内容	担当課
成年後見制度に関する審判の請求	成年後見制度に関する審判の請求が必要な65歳以上の方、知的障がい者及び精神障がい者で請求を行う親族がいない場合に、家庭裁判所に対して審判請求を実施します。	障がい福祉課 地域包括ケア推進課
成年後見制度利用支援事業の実施	家庭裁判所に市長が行う審判の請求を行った低所得世帯の方に、申立て費用や後見人報酬を助成します。	障がい福祉課 地域包括ケア推進課
中核機関の運営	成年後見制度の利用促進や継続的な権利擁護支援のため、地域連携ネットワークの中心となり全体のコーディネート機能を担う中核機関を運営します。	福祉総務課 障がい福祉課 地域包括ケア推進課
市民後見人の養成	市民後見人として活動することを希望する方に向け、必要な知識を習得できるよう、神奈川県による基礎研修、市による実践研修を実施します。	地域包括ケア推進課
法人後見事業への支援	市社会福祉協議会が成年後見制度の後見人として、契約等の法律行為を行う法人後見事業に対し、補助金を交付し、事業の安定的な運営を支援します。	福祉総務課 (市社会福祉協議会)
相談や各種ネットワークを通じた虐待の防止・早期対応	こども家庭センターや地域包括支援センター、障害者虐待防止センター等の各種窓口における相談や、児童虐待防止ネットワーク、高齢者虐待防止ネットワーク等の関係機関の連携により、子どもや高齢者、障がい者に対する虐待の防止・早期発見・早期対応等の支援を行います。	障がい福祉課 地域包括ケア推進課 健康づくり推進課

基本方針6 再犯防止の推進（地方再犯防止推進計画）

目指す地域の姿

- 全ての市民が犯罪による被害を受けることなく、安全で安心して暮らせる社会
- 犯罪をした人やその家族等が、地域住民の理解と協力を得ることで、地域の中で孤立することなく、円滑に社会復帰し、地域の一員として暮らせる社会

施策の方向性

- 保護司会や更生保護女性会など更生保護の担い手である団体を支援するとともに、連携を図り、再犯防止に関する関心と理解を深めるよう、広報・啓発を推進します。
- 犯罪や非行の防止と罪を犯した人等の更生について、地域で理解を深めることができるよう、保護司や学校、防犯・青少年関係団体等、多様な機関との連携のもと、社会を明るくする運動を推進します。
- 様々な相談窓口での適切な相談の実施により、就労支援や福祉サービスの利用等につなげることで、犯罪をした人等の生活基盤の確立や社会的自立を図ります。

主な取組

事業名	事業内容	担当課
社会を明るくする運動の実施	多様な主体と連携し、更生保護に関する積極的な取組を行い、地域での再犯防止についての理解を促進します。	福祉総務課
生活困窮者自立支援事業の実施	様々な事情で困窮する市民からの相談に応じ、就労支援等の必要な支援や住居確保給付金の支給を行います。	福祉総務課
犯罪・非行防止活動への支援	犯罪や非行をした人等の立ち直りを助け、地域の犯罪・非行防止活動を行う保護司や更生保護女性会の活動に対する支援を推進します。	福祉総務課
青少年相談の実施（再掲）	中学校卒業から39歳の青少年・若者やその家族への相談を実施します。また、児童養護施設等の関係機関と連携し、適切な相談支援体制の確立及び非行防止活動等を推進します。	こども未来課

基本方針7 制度の狭間に対する取組の推進

目指す地域の姿

- 既存の制度では解決が難しい問題や、これまで気付かれていない問題等「制度の狭間」に置かれている方の状況を的確に捉え、社会的孤立を防ぎ、誰もが社会とつながりを持てる社会
- 市民が、地域で起こっている問題を自分たちの課題と捉え、市民・事業者・行政が協働して問題の解決に当たることができる社会

施策の方向性

- 広報啓発活動・相談支援体制の充実を図るとともに、関係機関との連携を強化することで、何らかの支援が必要であるにもかかわらず、既存の制度に当てはまらない「制度の狭間」に置かれている方の状況を的確に捉え、新たな課題に対し、重層的に取り組み、課題解決に努めます。
- ひきこもりやヤングケアラー・ケアリーバー等の社会的孤立を防ぎ、支援を必要とする市民の居場所について検討し、社会生活への復帰や自立、適切なサービスの利用につながるよう支援するとともに、地域における多様性の確保を図ります。



主な取組

事業名	事業内容	担当課
児童養護施設退所者等への家賃等の助成	児童養護施設を退所してから5年以内かつ生活支援や就労に向けた準備支援が必要な方を対象に、最長2年間の家賃補助を実施します。	福祉総務課
生活困窮世帯の中学生・高校生への支援	生活困窮世帯の中学生・高校生を対象に、学習支援、居場所の提供、進路相談等を実施します。	福祉総務課
ひきこもりの方への支援・就労準備支援事業の実施	ひきこもり状態にある方の居場所について検討するとともに、就労経験のない方や離職から長期間経過した方、ひきこもりの方等への生活訓練や実習等を通じた社会的自立への支援を推進します。	福祉総務課
食料支援及び食料支援団体の活性化促進事業の実施	生活困窮世帯に対する食料支援の実施や相談支援につながる子ども食堂等を運営する食料支援団体等に対する支援を推進します。	福祉総務課 子ども未来課
青少年相談の実施（再掲）	中学校卒業から39歳の青少年・若者やその家族への相談を実施します。また、児童養護施設等の関係機関と連携し、適切な相談支援体制の確立及び非行防止活動等を推進します。	子ども未来課
ファミリーサポートセンター事業の実施	子育ての支援を受けたい人（利用会員）と子育ての支援を行う人（援助会員）が会員として登録し、地域において相互に有償で助け合う活動に対する支援を推進します。	子ども未来課

子ども食堂 無料又は低額で栄養のある食事や団らんの場を提供する取組で、子どもたちの食育や居場所づくりのほか、地域住民の交流拠点となるなど、活動内容は多岐にわたる。綾瀬市内では、令和5年10月現在、5つの子ども食堂が活動している。

V 計画の推進に向けて

1 市の体制

本計画は、子ども・子育て世帯、障がい者、高齢者、生活困窮者等の福祉の分野にとどまらず、市民協働、健康づくり等の幅広い分野から福祉を捉え、地域福祉を推進するものです。

本計画の推進にあたっては、複雑化・多様化する地域福祉の課題に対し、庁内関係部局との連携を十分に図りながら、取組を推進していきます。

2 社会福祉協議会との連携

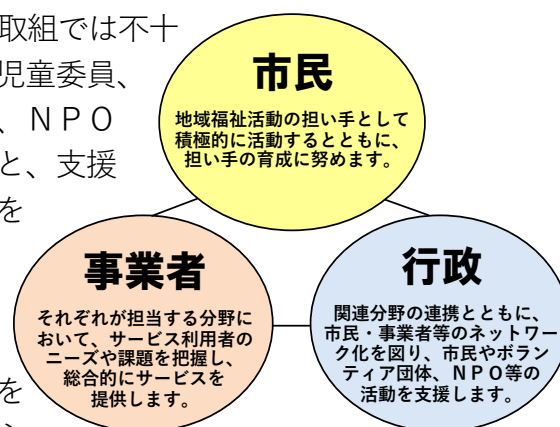
社会福祉協議会は、社会福祉法に「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と規定され、地域社会において民間の自主的な福祉活動の中核となり、住民の参加する福祉活動を推進し、保健福祉上の諸問題を地域社会の計画的・協働的努力によって解決しようとする公共性・公益性の高い民間非営利団体です。

地域福祉を共に推進するために、綾瀬市社会福祉協議会が策定する綾瀬市地域福祉活動計画を本計画と相互に「補完・連携」するものとして位置付け、社会福祉協議会との連携のもと、地域共生社会の実現に向けて、施策の推進に取り組みます。

3 市民・事業者・行政の役割

地域福祉を推進していくためには、行政だけの取組では不十分であり、市民（地域住民、自治会、民生委員・児童委員、ボランティア等）や事業者（サービス提供事業所、NPO法人、企業等）、行政が、地域の中で支え合うこと、支援を必要としている方々が直面している様々な課題を理解・共有し、それぞれの立場で、地域での課題解決のために何ができるかを考え、お互いに連携・協力しながら支援に取り組むことが重要です。

本計画の推進にあたっては、こうした地域福祉を担う多様な主体が、それぞれの役割を果たしながら、協働して取組を推進していくことで、地域福祉の課題解決を目指します。



4 計画の進行管理・評価

本計画は、本市の各福祉関連計画の上位計画として、福祉施策の目標や目指す地域の姿など、福祉政策全体の方向性を示す理念計画となります。

このため、各施策の進行管理・評価は各福祉関連計画において実施します。

資料編

1 委員名簿

(1) 綾瀬市地域福祉計画策定委員会

区 分	所 属 等	委 員 名	備 考
保健・医療・福祉関係団体を代表する者	綾瀬市三師会	加王 文平	
	綾瀬市身体障害者福祉協会	西川 和朗	
	綾瀬市老人クラブ連合会	橋本 勝利	
	綾瀬市母親クラブ連絡協議会	菅原 康子	
	綾瀬市保育会	須田 恭子	
社会福祉法人を代表する者	社会福祉法人綾瀬市社会福祉協議会	鈴木 定公	
	社会福祉法人道志会	大滝 愛子	
	社会福祉法人聖音会綾瀬ホーム	佐竹 泰三	
民生委員児童委員協議会を代表する者	綾瀬市民生委員児童委員協議会	稲村 絹枝	副委員長
自治会長連絡協議会を代表する者	綾瀬市自治会長連絡協議会	近田 宣男	委員長
公募による市民		井上 貞子	
		野満 結佳	

(2) 綾瀬市社会福祉審議会

区 分	所 属 等	委 員 名	備 考
福祉団体の役員	社会福祉法人綾瀬市社会福祉協議会	鈴木 定公	
	綾瀬市民生委員児童委員協議会	二ノ宮 要子	会長
	綾瀬市自治会長連絡協議会	浅利 修三	副会長
	綾瀬市老人クラブ連合会	川島 正夫	
	綾瀬市身体障害者福祉協会	金子 寿	
	綾瀬市保育会	高野 緑	
	社会福祉法人道志会	倉下 学	
	社会福祉法人聖音会綾瀬ホーム	佐竹 泰三	
学識経験を有する者	綾瀬市三師会	加王 文平	
行政機関	神奈川県厚木保健福祉事務所大和センター	加藤 祐子	
	神奈川県大和綾瀬地域児童相談所	妹尾 洋之	

2 計画の策定経過

年月日	策定経過・主な議題
令和4年12月12日 ～12月26日	市民アンケート調査の実施
令和5年 6月21日	第1回綾瀬市地域福祉計画策定検討委員会 ・綾瀬市地域福祉計画の概要について ・第5期綾瀬市地域福祉計画の策定、構成等について
令和5年 8月 9日	第2回綾瀬市地域福祉計画策定検討委員会（書面開催） ・第5期綾瀬市地域福祉計画（案）の確認及び検討について
令和5年 8月22日	第3回綾瀬市地域福祉計画策定検討委員会 ・第5期綾瀬市地域福祉計画（案）について
令和5年 8月22日	大和・綾瀬保護司会綾瀬地区会へ地方再犯防止推進計画に係る意見聴取
令和5年 8月31日	第1回綾瀬市地域福祉計画策定委員会 ・第5期綾瀬市地域福祉計画（案）について
令和5年 9月 8日	各地区社会福祉協議会（綾瀬市地区社会福祉協議会連絡協議会） へ第5期綾瀬市地域福祉計画（案）に係る意見聴取
令和5年10月26日	第2回綾瀬市地域福祉計画策定委員会 ・第5期綾瀬市地域福祉計画（案）に対する意見について ・パブリックコメントの実施について
令和5年10月30日	第4回綾瀬市地域福祉計画策定検討委員会（書面開催） ・第5期綾瀬市地域福祉計画（案）の確認及び検討について
令和6年 1月 5日 ～ 2月 5日	パブリックコメント（市民意見公募）実施 意見提出 1件
令和6年 2月 6日	第3回綾瀬市地域福祉計画策定委員会（書面開催） ・パブリックコメント手続の実施結果について
令和6年 2月22日	第1回綾瀬市社会福祉審議会（諮問）
令和6年 3月 7日	第2回綾瀬市社会福祉審議会（答申）

3 綾瀬市社会福祉審議会 諮問・答申

(諮問書)

綾福第48号

令和6年2月22日

綾瀬市社会福祉審議会会長 様

綾瀬市長 古 塩 政 由

第5期綾瀬市地域福祉計画、綾瀬市障がい者福祉計画（第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画を含む）及び綾瀬市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画について（諮問）

次の計画について、綾瀬市附属機関の設置に関する条例に基づき、貴審議会の意見を求めたく諮問いたします。

1 第5期綾瀬市地域福祉計画

〔 社会福祉法第107条第1項に規定する市町村地域福祉計画 〕

2 綾瀬市障がい者福祉計画（第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画を含む）

〔 ・ 障害者基本法第11条第3項に規定する障害者基本計画
・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画
・ 児童福祉法第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画 〕

3 綾瀬市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画

〔 ・ 老人福祉法第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画
・ 介護保険法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画 〕

(答申書)

令和6年3月7日

綾瀬市長 古塩政由様

綾瀬市社会福祉審議会

会長 二ノ宮要子

第5期綾瀬市地域福祉計画について（答申）

令和6年2月22日付け綾福第48号で諮問のありました第5期綾瀬市地域福祉計画について、当審議会において慎重に審議した結果、内容は妥当なものと認め、ここに答申します。

なお、地域福祉を取り巻く社会環境の変化や新たな地域福祉課題の顕在等、複雑化・多様化する地域福祉課題の解決に向けた取組を進めるためには、市民・事業者・行政など多様な主体がこれらの課題を理解・共有し、それぞれの役割を果たしながら、協働して取組を推進していくことが、より一層必要になると考えます。

今後も、市民が中心となり、地域の多様な主体とともに、支援を必要とする人の生活を見守り、支援する「地域でつながり、支え合う、心のかようまちづくり」を進め、地域社会においてお互いが助け合って生活することができる「地域共生社会」が実現するまちづくりに努められることを望みます。



第5期綾瀬市地域福祉計画

発行／令和6年3月 綾瀬市

編集／福祉部 福祉総務課 〒252-1192 神奈川県綾瀬市早川5 5 0 番地

電話 0467-77-1111 (代表)

<https://www.city.ayase.kanagawa.jp/>
